

改正

昭和43年8月1日条例第29号

昭和43年10月1日条例第34号

昭和46年4月1日条例第4号

昭和48年9月27日条例第28号

昭和48年12月21日条例第34号

昭和56年9月25日条例第27号

昭和58年12月14日条例第26号

平成7年3月20日条例第4号

平成9年4月1日条例第18号

平成12年1月20日条例第3号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年3月26日条例第7号

平成25年3月25日条例第10号

平成27年6月3日条例第22号

千歳市立公民館条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、千歳市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(分館の設置)

**第3条** 公民館に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(管理)

**第4条** 公民館は、教育委員会が管理する。

(職員)

**第5条** 公民館に館長その他必要な職員を、分館に分館長その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会)

**第6条** 法第29条第1項の規定により、公民館に千歳市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員の定数は、10人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

**第8条** 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営の基本方針)

**第9条** 公民館は、法令、条例及び規則の定めるところに従い、かつ、教育委員会の管理の下に、その事業を遂行し、もつて公民館の目的の実現に努めなければならない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 千歳市公民館条例（昭和37年千歳市条例第19号）は、廃止する。

3 この条例施行の際現に在職する委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例施行の際現に存する公民館及び分館は、この条例によつて設置されたものとみなす。

附 則（昭和43年8月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和43年10月 1 日条例第34号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和46年 4 月 1 日条例第 4 号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和48年 9 月27日条例第28号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和48年12月21日条例第34号）**

この条例は、昭和49年 1 月 1 日から施行する。

**附 則（昭和56年 9 月25日条例第27号）**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、千歳市民文化センターの欄に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。（昭和58年12月規則第34号で、同58年12月 1 日から施行）

**附 則（昭和58年12月14日条例第26号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 7 年 3 月20日条例第 4 号）**

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 9 年 4 月 1 日条例第18号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成12年 1 月20日条例第 3 号）**

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成14年 9 月20日条例第27号）**

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

**附 則（平成16年 3 月26日条例第 7 号）**

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成25年 3 月25日条例第10号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年 6 月 3 日条例第22号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第 1（第 2 条関係）**

| 名称 | 位置 |
|----|----|
|----|----|

|            |               |
|------------|---------------|
| 千歳市立千歳公民館  | 千歳市真町176番地の3  |
| 千歳市民文化センター | 千歳市北栄2丁目2番11号 |

**別表第2（第3条関係）**

| 名称              | 位置             |
|-----------------|----------------|
| 千歳市立千歳公民館中央分館   | 千歳市中央962番地     |
| 千歳市立千歳公民館泉郷分館   | 千歳市泉郷289番地     |
| 千歳市立千歳公民館協和分館   | 千歳市協和842番地の6   |
| 千歳市立千歳公民館新川分館   | 千歳市新川225番地の49  |
| 千歳市立千歳公民館長都分館   | 千歳市長都239番地     |
| 千歳市立千歳公民館幌加分館   | 千歳市幌加170番地     |
| 千歳市立千歳公民館根志越分館  | 千歳市根志越19番地     |
| 千歳市立千歳公民館釜加分館   | 千歳市釜加362番地の3   |
| 千歳市立千歳公民館駒里分館   | 千歳市駒里2231番地の3  |
| 千歳市立千歳公民館東丘分館   | 千歳市東丘1363番地    |
| 千歳市立千歳公民館長都開拓分館 | 千歳市北陽8丁目13番11号 |